【届出を対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	8,109,000,000 円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	8,713,200,000 円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	2,734,800,000 円

（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

なお、募集金額には、日本国内において販売される株式と、大和証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部　証券情報　第１　募集要項　１　新規発行株式」をご参照ください。

【募集の方法】

2025 年 11 月 13 日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第１　募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2025 年 11 月５日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第 246 条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	―	―	―
入札方式のうち入札によらない募集	―	―	―
ブックビルディング方式	9,000,000	8,109,000,000	4,770,000,000
計(総発行株式)	9,000,000	8,109,000,000	4,770,000,000

(注) 1　全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2　上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3　発行価額の総額は、会社法第 199 条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4　資本組入額の総額は、増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第1項に従い算出される資本金増加額の2分の1相当額とする予定であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,060 円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5　有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,060 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 9,540,000,000 円となります。

【募集の条件】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格(円)	引受価額(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自　2025 年 11 月 14 日(金) 至　2025 年 11 月 19 日(水)	未定 (注)4	2025 年 11 月 20 日(木)

(注) 1　発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2025 年 11 月5日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日(2025 年 11 月 13 日)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2　2025 年 11 月５日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3　2025 年 10 月 21 日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、発行価格等決定日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4　申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5　株式受渡期日は、2025 年 11 月 21 日(金)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6　申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7　申込みに先立ち、2025 年 11 月６日(木)から 2025 年 11 月 12 日(木)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8　引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
大和証券株式会社 岡三証券株式会社 楽天証券株式会社 株式会社SBI証券 マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 東京都港区南青山二丁目6番21号 東京都港区六本木一丁目6番1号 東京都港区赤坂一丁目12番32号	未定	1　買取引受けによります。 2　引受人は新株式払込金として、2025年11月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3　引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	9,000,000	—

(注) 1　引受株式数は、2025年11月5日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2　上記引受人と発行価格等決定日(2025年11月13日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

3　引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

【売出要項】

【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	2,580,000	2,734,800,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	2,580,000	2,734,800,000	—

（注）１　オーバーアロットメントによる売出しは、「第１　募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

２　オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日から2025年12月19日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

３　上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

４「第１　募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５　売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,060円)で算出した見込額であります。

６　振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載】

1．東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第１　募集要項」における募集株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、2025年11月21日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

2．本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

　本募集の発行株式のうちの一部が、主幹事会社の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる本募集における海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第１号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の発行数(海外販売株数)

未定

（注）上記の発行数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、海外販売株数は、本募集に係る株式数の範囲内とします。

(3) 海外販売の発行価格

未定

(注) 1　海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1　募集要項　3　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
2　海外販売の発行価格は、前記「第1　募集要項　3　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における発行価格と同一といたします。

(4) 海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

未定

(注) 1　前記「第1　募集要項　2　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び 2025 年 11 月 13 日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
2　海外販売の発行価額は、前記「第1　募集要項　3　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における払込金額と同一といたします。

(5) 海外販売の資本組入額

未定

（注）海外販売の資本組入額は、前記「第1　募集要項　3　募集の条件　⑵ ブックビルディング方式」に記載の国内販売における資本組入額と同一といたします。

(6) 海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 海外販売の資本組入額の総額

未定

（注）海外販売の資本組入額の総額は、増加する資本金の額であり、会社計算規則第 14 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
また、単元株式数は 100 株であります。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集の発行株式を買取引受けした上で、本募集に係る発行株式のうちの一部を大和証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第１　募集要項　４　株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額　　未定

発行諸費用の概算額　未定

差引手取概算額　　未定

② 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第１　募集要項　５　新規発行による手取金の使途　(2) 手取金の使途」に記載のとおり

(13) 海外販売の新規発行年月日(払込期日)

2025 年 11 月 20 日(木)

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2025 年 12 月 19 日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から 2025 年 12 月 19 日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である佐々木耕平、加藤博己、小松亮太及び河野智晃、当社の株主である株式会社ファン、株式会社リーフ及び株式会社ノーヴェ、並びに当社の新株予約権者であるコタエル信

託株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後 180 日目の日(2026 年5月 19 日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」(1)という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)行わない旨を合意しております。

また、売出人である株式会社グーニーズ及び前田知紘は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後 360 日目の日(2026 年 11 月 15 日)までの期間(以下、「ロックアップ期間(2)」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中(1)は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストック・オプション又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1％を超えないものに限る)にかかわる発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

株式会社ファンおよび株式会社ノーヴェ(以下、「対象会社」という。)は、取引銀行に対して、債務の担保として、対象会社が保有する当社普通株式の全てを提供しており、当該株式には質権が設定されております。対象会社が取引銀行に対する債務を履行しなかった場合、取引銀行により質権対象株式の売却が行われることとなりますが、当該取引銀行は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間(1)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等行わない旨を約束する書面を主幹事証券に対して差し入れる予定であります。

ロックアップ期間(1)及びロックアップ期間(2)終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

5. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち 141,500 株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第２条第２項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月
売上高	(百万円)	1,482	2,407	4,447	9,147	16,417
経常利益	(百万円)	95	376	309	1,108	2,798
当期純利益	(百万円)	62	210	31	819	1,974
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	—	—	—	—	—
資本金	(百万円)	30	30	30	30	30
発行済株式総数	(株)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
純資産額	(百万円)	154	427	239	1,059	3,033
総資産額	(百万円)	832	1,553	1,841	4,116	7,003
1株当たり純資産額	(円)	183.40	427.99	239.79	17.66	50.57
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	220 (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	74.32	210.89	31.80	13.66	32.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	18.5	27.6	13.0	25.7	43.3
自己資本利益率	(%)	48.2	72.5	9.5	126.2	96.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	691.8	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	—	—	—	—	1,934

投資活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	―	―	―	―	△379
財務活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	―	―	―	―	127
現金及び現金同等物 の期末残高	（百万円）	―	―	―	―	3,271
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	（名）	122 〔―〕	170 〔―〕	314 〔―〕	710 〔―〕	1,170 〔―〕

（注） 1．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

2．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第6期及び第7期については潜在株式が存在せず、第8期、第9期及び第 10 期については潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3．株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4．第6期、第7期及び第8期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、また、第9期は連結財務諸表を作成しているため、それぞれキャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。

5．第9期及び第 10 期の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づき、ES ネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、第6期、第7期及び第8期については、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づくES ネクスト有限責任監査法人による監査を受けておりません。

6．当社は、2025 年9月8日付で普通株式1株につき 60 株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

7．当社は、2025 年9月8日付で普通株式1株につき 60 株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）』の作成上の留意点について」（2012 年8月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第6期、第7期及び第8期（1株当たり配当額については全ての数値）については、ES ネクスト有限責任監査法人による監査を受けておりません。

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第 10 期
決算年月		2021 年1月	2022 年1月	2023 年1月	2024 年1月	2025 年1月
1株当たり純資産額	（円）	3.06	7.13	4.00	17.66	50.57
1株当たり当期純利益	（円）	1.24	3.51	0.53	13.66	32.91
潜在株式調整後	（円）	―	―	―	―	―

1株当たり当期純利益					
1株当たり配当額 （円）	―	―	3.67	―	―

【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、当事業年度において、連結子会社でありましたローレンロス・ジャパン株式会社につきましては、2024 年5月 31 日に清算結了しております。

【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025 年9月 30 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,602	31.7	1.7	6,852

部門の名称	従業員数(名)
コンサルティング事業部	1,437
その他の部門	165
合計	1,602

（注）1. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用人員数については従業員数の 100 分の 10 未満のため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の事業は単一セグメントであるため、部門別の従業員数を記載しております。

4. その他の部門は、人事部、コーポレート本部等の管理部門の従業員であります。

5. 従業員数が最近1年間において 547 名増加しましたのは、主として事業拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（%）（注1）	男性労働者の育児休業取得率(%)（注2）	労働者の男女の賃金の差異(%)(注1)			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
9.6	50.0	73.3	75.1	106.7	—

(注) 1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の規定に基づき算出したものであります。

2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第 76 号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第 25 号)第 71 条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

【所有者別状況】

2025 年9月 30 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（名）	—	—	—	4	—	—	5	9	—
所有株式数(単元)	—	—	—	378,000	—	—	222,000	600,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	63.0	—	—	37.0	100.0	—

（注）1. 2025 年7月 18 日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、2025 年7月 18 日付で1単元を 100 株とする単元株制度を採用しております。

2. 2025 年9月8日付で普通株式1株につき 60 株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は 59,000,000 株増加し、60,000,000 株となっております。

【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社グーニーズ ※1、5	30,600,000	48.57
前田　知紘 ※1、2	6,600,000	10.48
佐々木　耕平 ※1、3	4,200,000	6.67
加藤　博己 ※1、4	4,200,000	6.67
小松　亮太 ※1、4	4,200,000	6.67
河野　智晃 ※1、3	3,000,000	4.76
コタエル信託株式会社 ※6	3,000,000 (3,000,000)	4.76 (4.76)
株式会社ファン ※1、5	2,400,000	3.81
株式会社リーフ ※1	2,400,000	3.81
株式会社ノーヴェ ※1	2,400,000	3.81

(注) 1.「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※1 特別利害関係者等(当社の大株主上位 10 名)

※2 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

※3 特別利害関係者等(当社の取締役)

※4 当社の従業員(当社の執行役員)

※5 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社)

※6 時価発行新株予約権の受託者

2.( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。